

第4回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成28年9月20日（火）午後6時30分～午後8時30分

場 所：菊池恵楓園自治会ホール

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授	神戸学院大学教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授	ハンセン病市民学会共同代表
小野友道	熊本機能病院顧問	熊本大学名誉教授
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長	
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者	ひまわりの会会長
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長	
古澤広義	熊本県教育庁人権同和教育課長	
坂本弘一	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長	

報告者／国宗直子 熊本県弁護士会 弁護士

事務局／小夏 香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長補佐
吉原 繁	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長補佐
富田孝司	熊本県教育庁人権同和教育指導主事
矢野元樹	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課主事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 法曹界の取組について
 - (2) 語り部の養成について
 - (3) 熊本県の取組について
 - (4) その他

【1 開会】

【2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ】

【3 議題】

- (1) 法曹界の取組について

(国宗氏)

法曹界の取組について、ご報告させていただきます。今年一年を考えると、法曹界としてハンセン病に関して、二つあったと思います。

一つは、最高裁の特別法廷の問題に関する調査報告書が出されたということ。もう一つは、新たに家族訴訟が熊本地裁に提起されたということ。この二つがとても大きな事件だったかなと思います。それぞれについてご報告しながら、弁護士会の取組についてもご報告していきたいと思います。

まず、最高裁の特別法廷に関する調査の問題についてご報告したいと思います。これについては「資料1の2」「資料1の3」、二つの資料を付けております。「資料1の2」は、最高裁で、調査委員会が調査報告書を作って公表したのですが、それにあたって、最高裁の裁判官会議が「談話」を公表しました。この1枚だけですけれども、非常に真摯に謝罪するという形で、「心からお詫びを申し上げる次第です」と結ばれる「談話」を發表されています。「資料1の3」ですが、この調査報告書は非常に長いものでして、全体が80ページぐらい、全部資料であげるのは大変なので、4ページの骨子のみを資料として添付させていただきました。調査報告書自体は「裁判所」というタイトルのホームページ、ネット上で見ることができます。「裁判所」のタイトルで、ハンセン病を検索すると、この資料にいきつきますので、報告書全体を、もしご覧になりたいということであれば、その裁判所のページから、ダウンロードすると全部を見ていただくことができます。

何で今ごろ、最高裁のこの特別法廷問題が、ぐちゃぐちゃとなっているのかについては、不思議に思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、これには経緯があります。元々、最高裁が何らかのことを考えて、自ら検証をと思って始めたわけではありませんので。実は私は、菊池事件の再審弁護団のメンバーでもあります。菊池事件の弁護団では、菊池事件は冤罪事件と思って、再審を実現したいと色々な活動をしているんですが、再審を考えていく中で、非常に手続き的におかしいというのがあって。手続きのおかしさというのは、実は今、内田先生では、色々な議論を展開していただいているんですが、今の裁判の中での一般的な理解としては、手続きのおかしさだけで、再審はできない仕組みになっていて、内田先生が最近やっと、「そうではない」と言ってくださっているんです。何か冤罪を疑わせるような、新規で明白な証拠がないと再審請求できないとなっていて、手続きがおかしいだけで再審請求になるという理解には、今のところなっていないと思います。内田説が、今唯一じゃないかなと思うんですけど、私たちは内田先生に依拠して、何とかこれを再審事由に盛り込もうとしているんです。ただ、この手続きがどんなふうにおかしかったかというのは、社会的に明らかにしなければいけないと思っていたことが一つ。

ハンセン病の国賠訴訟で、熊本判決が出た後の流れの中で、行政は一応、総理大臣の談話という形での謝罪がありましたし、厚生労働大臣が謝罪するというのがありました。国会は、衆議院と参議院と、両院で謝罪をしております。三権で考えると、司法だけは何も謝罪していないことになっているので、この場合、最高裁に対して、「この点でも検証して

くれ」と言うべきではないかと話題になりました。それで、全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）と、原告団の外郭団体である全原協（ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会）と、菊池恵楓園の自治会、この三者で要請をします。その要請の代理人に、菊池事件の再審弁護団がなる形で、2013年11月6日に最高裁へ要請を出しました。このときに出した要請の内容は、特別法廷を認めたことについて、ちゃんと検証してほしいと。その場合に、第三者機関を設置した上で、客観的に検証してほしいことをお願いしました。

その上で、裁判官と面談を12月にやったんですけど、最高裁としては、こちらをお願いした第三者機関に設置はされなくて、最終的には有識者委員会。「最高裁が好きな人を選んで」と言う用語があるんですけど、好きな人を選んで有識者委員会として、そこに意見を聞くという形の対応をされました。途中、端折りますが、結果的には今年4月25日に、調査委員会が調査して、有識者委員会の話も聞いて、その上で調査委員会が調査報告書をまとめたという形の報告書を発表されました。調査報告書が、さっき言いましたように80ページぐらいのものになるんですけども。これをめぐっては調査している途中辺りから、ずっとマスメディアで盛んに報道していただくことがあって、「最高裁がハンセン病について検証しているらしい」と大きなニュースになったということです。調査報告書の内容ですけども、まず実態がどうだったか分かる範囲で明らかにしています。分かる範囲でというのは、実は最高裁自体には何の資料もなくて、私たちが検証を依頼した後、確かにこれはないがしろにできない問題ということで、あちこちに当たって資料を集めたそうです。それでも十分な資料を集めるには至っていない。特に事件記録等は、ほとんど残っていないという状況の中で、「こうこう、こういう事件のことが分かっています」という実態調査の経過が報告されています。

数的にいうと、最高裁判所が、特別法廷、つまり裁判所ではないところに法廷をつくって、そこで審理をした事件は113件あるそうです。この数字、誤解があるかもしれませんが、113件の中でハンセン病に関するものが95件。ハンセン病に関しては、申請があったのは96件だそうです。1件は申請した人が撤回したので、これについては認可しなかった。ということは、認可を求められた100%の事件について、ハンセン病の場合は認可されている。しかも全体が113件しかない中で、95件もハンセン病に関するものであった。この数字だけ見ても、ハンセン病であれば特に何の議論もせずに、言ってみれば印鑑を押していたという状況であったことが伺える内容になっています。

最高裁は、最初、私たちと面談したときも、この数字をすごく言われていました。「これだけ95件もあって、それを知らないと通り過ぎすわけにはいかないと思っている」と、調査担当の裁判官が言ってらしたということがあります。調査を進めた結果、どういうふうになっているかという、ハンセン病について、詳細な検討をしないままに、機械的に認可をしてきた裁判所の内部手続きにおいて、不相当であった。この不相当は何かというと、最初、裁判官が許可しなきゃいけないことではあるので、本当は裁判官会議に掛けられるべきものだと思うんですけど、そうではなくて、事務総局でハンセン病療養所から申

請が来る。あるいは、その地裁団体から申請が来れば、そのまま機械的に印鑑を押していたのは事務総局の人だって言うんですね。内部手続きについて、「非常に不相当であった」と言っていますし、「遅くとも昭和 35 年以降、これは裁判所法に違反する違法な手続きである」と言っています。違法な手続きであったことについて、先ほど資料で見ていただいたように、「最高裁としてお詫びをする」という書面になっています。

私たちが提起した問題点で、非常に大きな問題。憲法に照らしていうと、憲法では「裁判は公開しなければならない」とまず書いてあって、その後、制度的な裁判所でも「判決以外は、全て公開しなければいけない」という公開原則が、憲法に記載されているんです。「これに反しているんじゃないか」と私たちは言ったわけです。ところが「公開原則に反しているとはまでは言えない」。非常に回りくどい言い方ですけども、こういうふうに言われています、「判定できない」。具体的に反している、反していないって言い切れないのは「あまりにも資料がなさすぎるからだ」と言っています。資料がない状況の中で「公開原則に反していたとまでは言い切れない。公開されていたと言ってもいいのではないかと見えるような場面もなくはない」みたいなことを言っています。

その部分については、私たちは非常に異論がありまして、例えば、こういうふうに言われているんですね。菊池恵楓園の中で、特別法廷が開かれた場合を考えると、菊池恵楓園の正門に「裁判があります」と公示がされていたのではないかと。裁判をやっていた場所は、当時、有毒地帯、無毒地帯と分かれていたわけですけども。両方に接するような場所で行われていたので「一般の人が入ろうと思えば入れたんじゃないか」という言い方を最高裁はするんですね。だけど当時、1950 年代の菊池恵楓園で「一般の人は恵楓園の中に入ってきましたかね」ということが非常に問題になっていて、有識者委員会は、「これは合憲とはいえない。違憲の疑いが非常に強いんじゃないか」と言ったのです。昨日もこの関係でシンポジウムを開いたんですけど、有識者委員会の先生は、「だったら、どういう場合だったら公開原則違反となるのか」という話で、いろんな例が出されたそうです。屋久島の縄文杉の所で開いたら、エベレスト山の上で開いた場合にはどうか。そんな例えで出したお話がありました。

いずれにしても熊本でいえば、菊池恵楓園か、お隣の今残ってます医療刑務所の昔の建物か、どちらかで裁判が行われています。菊池恵楓園に入れなかったのは、もちろんそうですけど、当時の医療刑務所の正門に告示があったという話ですけど、医療刑務所に入って裁判を傍聴することを一般の人が考えるかっていうと、これも到底考えない。こういう場所で開いたことが、公開の要求を満たしたと判断されるのは「それは違うんじゃないんですか」という気持ちが私たちの中にあります。

最高裁の意見書は、とつても構成が面白いと思うんですけど、ハンセン病に罹患した人たちだけを、定型的に、特別法廷を認可したというやり方は、「平等原則に違反していた」と言うんですね。つまり、「合理性を欠く、差別的な取り扱いであったということが強く疑われます」と認めています。これは憲法 14 条の平等原則に違反する意味だと思うんです。

ど、「憲法に違反する」とは、最高裁は言われません。この公開原則、平等原則に違反していないかの憲法上の問題については、非常に微妙な意見書になっています。最初から最高裁が述べていることですが、「個別的事件については言及しません」と言っています。

私たちは菊池事件の再審弁護団ですので、菊池事件にどう影響するかについて、非常に関心があります。菊池事件の関係でいえば、個別問題には言及しないということなので、菊池事件について最高裁は何も言われていないということです。公開原則に関しては「資料が足りないのでよく分からない」と言われているんですが、少なくとも菊池事件については、どこで、いつ、裁判が起きたかっていうことが記録に残っているので、はっきり分かっています。菊池事件では「公開原則に反している」と言えるじゃないかという道が、私たちには残されているということですね。平等原則に違反している、これは最高裁も認めているので、あとは「憲法に違反する」という言葉があるかないかというだけになっているので、そういう意味では、非常にユニークな報告書になっているのかなと思っています。

この報告書の問題点としては、違憲だと明確に言っていない。志村さんたちが、非常に、この報告書を見たときに怒ったんですけども、日本の憲法問題を判断する最高裁のスタンスは、「具体的な事件が上がってきたときだけ、判断します」という制度になっています。

例えば、お隣の国の韓国には、憲法裁判所があって、この法律、この行為は、憲法に違反するじゃないかという申し立てがあれば、それについて判断することになっているんですが、日本の裁判所はそうなりません。個別事件には言及しないっていうことだけではなくて、明言されませんが「憲法裁判所のような憲法判断はできない」という気持ちですが、最高裁にはあったのではないかと疑われると思います。

違憲と言わない調査報告書としては、最良なものを出してもらったのではないかなと、実は私は思っています。あとは、意見を私たちが言うだけかなと理解しています。この報告書の意義ですけども、今まで最高裁判所が「うちの部署でこういう過ちを犯しました」と言って謝罪したことは一度もないんですね。裁判官は謝らないと言われている人たちなのですが、初めて、最高裁自ら過去の事案について検証した上に謝罪した。これは非常に大きいかなと思います。

これで三権のうち、一つだけ抜けていた「権力が謝罪しない」というのから、変わったということですね。熊本県の無らい県運動検証委員会の報告書の中に、私が法曹界の問題で「裁判所だけが謝っていません」と書いたんですけども、その部分を埋め合わせることができた。2014年からの2年間で、何とか埋め合わせることができて、裁判所の謝罪を勝ち取ることができたと思っています。特に資料1の2の「最高裁判所裁判官会議談話」ですけども、特別法廷を開催してごめんなさいというだけの謝罪ではないというのは、この1枚を見てもよく分かるんですね。つまり、そういうふうな誤った差別的な姿勢を取ったということで、全体としての偏見、差別を助長することに、最高裁が加担してきたこ

とを、率直に認めて謝罪されている。この点は、とても重要だと思います。

最後ですけど「ハンセン病に罹患された患者・元患者の方々はもとより、ご家族など関係の方々には、ここに至った時間の長さを含め、心からお詫びを申し上げる」。実は、行政は、まだ家族に対して謝罪してないんですね。裁判所は先行して、家族に対しても謝罪していただいたということで、後で報告しますが、私たちは家族についての裁判を起こしたばかりですが、まずは、最高裁に謝っていただいたということで、非常にこちらからも、「最高裁、お疲れさまでした」と言いたい気持ちです。

意義のもう一つは、さっきも言いましたけど、菊池事件という個別問題での利用が、可能な内容になっているということですね。この意味では非常に意義が大きい。私たちがやろうとしていることが、全くシャットアウトされずに、むしろよく使えるような内容のものとなったという2点が、意義として大きいと思います。3点目に、さっき言いましたけど報告書で提示したことが、ここで実現されましたということになります。

もう一つだけ付け加えて言うておきますと、このインターネットのページで報告書をダウンロードすると、有識者委員会の意見もそのまま一緒に入ってきます。有識者委員会は、意見の中で建物の保存についても言うてくださって、この特別法廷は、非常に重要な問題で、これに利用された建物、今の旧刑務所はその建物ではないんですけど、以前、塀の中にあった建物でそういうことが行われたことは、この旧刑務所については「保存していくべきだ」と言われています。検証委員会のときに、私が最後に発言させていただいたんですが、検証委員会として、何らかのハンセン病の人権センターみたいなものを、恵楓園に造ったらどうかと文章の中に入れてわけですけども、これについては、「ぜひ、旧刑務所の利用を検討していただきたい」と発言しました。検証委員会を、別に受けたわけでもないとは思いますが、今回の最高裁の有識者委員会では「ぜひ保存してください」と言うていただいたので、非常に私としては勇気を得ました。ここの委員会でも、今後どうしていくかというときに、旧刑務所をどう利用していくかを、ぜひぜひ考えていただきたいと思っています。特に旧刑務所の周りの敷地は、今度、合志市で小中学校を造ることが決まりました。旧刑務所の建物周り7メートルを残して、後は全部小中学校になります。小中学校の中に刑務所があるのはあまり良くないと思うので、小中学校の中に「人権センター」があるという形をぜひ、考えていただきたいと思っていますので、その点をこの委員会でもお忘れないようにご検討くださいますようお願いいたします。

次に、家族訴訟の問題についてご報告したいと思います。家族訴訟は、報告書の310ページ以下に「家族の被害」。これは私が執筆担当した部分でもあるんですけども、「家族の被害」と報告書でご報告させていただきました。そのときは、とても私が残念に思ったのは、検証委員会のときに調査の部分に関して、私はあんまり最初意見を言うてなくて。あんまり考えてなかったというのが事実ですが、入所者に関しては何人もの方に、恵楓園だけでなく他の療養所にいらっしゃる方も含めて、丁寧な聞き取り調査を検証委員会で行っていただきました。

ところが、退所者、非入所者、家族についての聞き取りは、行われませんでした。それで、私も家族の被害を執筆する場合に、退所者、非入所者、これらの人たちの被害について書くときの材料が何も与えられないという状況でしたけれども、被害を書くにあたっては、絶対欠かせない被害だと思ったので、私の方でちょっと解説的に、対象者の被害、非入所者の被害、家族の被害を報告書の中で書かせていただきました。私が考えていたのは、家族の被害が非常に大きい。今言った被害の中で、入所者、退所者、非入所者は、一応補償の対象となって、何らかの施策の対象になるという形で、行政的に扱われているんですけど、何の施策もされていない、何の謝罪もされていないというのが家族だけだったんですね。家族がそういう形で残されていることを報告書の中でも指摘させていただきました。

去年ですけれども、『ハンセン病家族たちの物語』という本が出版されました。これまで単発で、誰々さんが書いた本という形で家族の問題であったり、私たちが作った小さなパンフレットのような本の中で、家族の被害を訴えたりしたんですが、初めて大きな本で、家族の被害をまとめて12人分の被害の聞き取りがされている本を出していただきました。家族の被害をずいぶん深められたと思っています。去年は家族の問題について、被害を取り沙汰することが多い一年でした。ハンセン病市民団体でも取り上げましたし、毎年6月にやっている厚生労働省との協議会があるんですが、その協議会でも、去年初めて家族の席を設けていただきました。9月には、私たちが直接関わってはいなかった鳥取での、ある非入所者の子どもさんが提訴した事件がありまして、その判決が出ました。家族にも被害があるんだと総論では言っていただきました。各論では、その男性の請求は棄却されたんですけども、総論で、非常にいい「子どもの被害について」という、裁判所の記述がありまして、私たちは昨年10月になって、やっと弁護士として、家族の問題を裁判するというのはどうだろうかと議論をしました。弁護士だけで議論しても意味がないので、「れんげ草の会」という家族の会があるんですが、「れんげ草の会」のみんなに相談しました。そしたら、裁判するという人たちが出てきましたので、「じゃあ、裁判しよう」となって、今年の2月、「れんげ草の会」を中心にした人たちが、まず59人。11月からいろんな報道が始まったんですが、その報道に接して、「私も提訴したいと思っているんだ」という人たちの問い合わせが、私の事務所にもひっきりなしにかかってくる日とかっていうのがありました。追加して509人を3月29日までに提訴しました。一応、提訴をここで止めてます。何で止めてるか。実は、まだ問い合わせがあるんですね。家族訴訟に私も入りたいという人がいるんですけど、「今、追加での提訴をまだ決めていません」とお断りしています。

私たちが熊本で裁判をやった国賠訴訟では、何が議論になっていたかということ、もちろん、いろんな違法性が議論になっているんですが、国が主張したことの一つに、「国は確かに、昔、強制隔離とかしたし、断種墮胎もしたかもしれないけれども、それはもう20年以上も前のことだから、国には責任がない」という主張をしていました。20年前の責任がないという国の主張は「除斥期間の主張」といわれるもので、民法の中には、「不法行為の時効」で出てくるものなんですね。20年たてば、加害者が誰であったか、知っているとか、

知らないとか、けがしたときの治療が、終わっているとか、終わってないとか、そういうことに関係なく、もう 20 年たったら提訴できないよっていうのが、除斥期間という考え方だと学説としてはいわれています。

この主張に対して、熊本地方裁判所は、全ての原告を救済するためだと思うんですけど「国の加害行為は、結局、らい予防法が終わるまでは、ずっと続いていたじゃないか」と、らい予防法が終わるまでは、国の不法行為は終わっていないという理屈を立てました。らい予防法が終わったのは、いつかというと 1996 年の 4 月 1 日に終わったんですよね。だから「1996 年 4 月 1 日が除斥期間の始まりだ」と言ったんです。熊本判決は、2001 年の 5 月 11 日ですから「まだ除斥期間は終わっていませんよ」「提訴可能ですよ」と熊本地裁は言いました。

おかげで熊本では、全ての原告が時効に引っかからずに、ちゃんと補償請求を認められたことになっているんですが、国は 1996 年の 4 月 1 日から数えると、今年の 3 月 31 日での除斥期間は完了するんですね。昨年から、私たちも厚生労働省と一緒に協力した部分はあるんですが、厚生労働省は「裁判は 3 月 31 日で締め切り」っていうのをすごく宣伝しました。何で私たちがこれに協力したかっていうと、沖縄の非入所の原告の人たちで、まだ、提訴していない人たちがたくさんいたんですね。数から言うと 400 人から 500 人はいるはずだと思ったので、この人たちに呼び掛けるということで、「提訴を 3 月 31 日過ぎたら、もう和解できませんよ」っていう意味で、私たちは、厚生労働省の宣伝活動に協力して、一緒にイベントをやったりとかしました。

ただ、私たちは厳格に言うと、締め切りと考えているわけではありません。法律の理屈としては、いろんな理屈が考えられるし、家族の被害についてはまだ終わっていないという理屈も可能だと思ってはいます。思っているんですけども、提訴すれば「除斥期間だ」という主張が必ず国から出てくるので、「家族にも被害があったでしょ？ これは国の責任でしょ？」っていう本体の議論をせずに、除斥期間の議論をしなければいけなくなるかもしれないということがあって、できればこれを避けたいと、3 月末までには、何としても提訴するというので、3 月 29 日の提訴にしました。ギリギリまでできる限りの作業をして、ギリギリ提訴しようということで、熊本地裁に提訴しました。

なので、今提訴すると、たぶん除斥期間と言われますので、今、ちょっと待ってください。もう少し裁判が進んで、様子を見て、除斥期間も争ってもいいと私たちが決意できたら、もっと提訴するということもあり得ることだとは思っています。今は 568 人で裁判を進めていこうと思っています。

10 月 14 日に第 1 回の口頭弁論が入りますので、ぜひ、ここに皆さん傍聴に来ていただければなとは思っています。前後に集会もやろうと思っています。特に、この日の 6 時からパレアで集会を開こうと思っていますので、パレアホールの方に合流いただければなと思っています。たぶん抽選になると思います。なので来ていただいて集会に参加していただくのは、とてもありがたいので、裁判所へのアピールにもなるので、ぜひお願いしたい

んですが、法廷には入れないかもしれません。でも、6時からの集会は、皆さんに入っていたきたいと思っていますので、こういうものにも関心をもって、顔出していただければなと思っています。

最後に、弁護士会の取組についてご紹介しておきたいと思います。だいたい2014年以降を拾ってくるつもりだったんですね。その前は、弁護士会もいろいろ意見書を上げたりとか、いろんなことをしてきたんですが、2014年、この報告書が出されて以後どうかということについて、ご報告したいということで、最近の動きだけを取りまとめてみました。ただ、菊池事件についてだけは、2013年に理事長声明を出しているの、これだけはちょっと入れておきたいと思って、2013年を一つ入れています。

主に、今年九弁連（九州弁護士会連合会）の取組は、今年に集中していて、テーマも、最高裁が、特別法廷について調査を始めたということで、弁護士としては、最高裁が調査を始める、それも人権侵害事案について、調査を始めるなどというのは、非常に驚かれましたので、その驚きがそのままここに表れていると思います。

九弁連としては、九弁連としての調査も、シンポジウムもされたということです。9月23日は、九弁連大会が佐賀で開催されます。このときに、熊本県弁護士会の発案で、この「ハンセン病特別法廷の司法の責任に関する決議」を、熊本県弁護士会が提案することになっています。提案した上で、私たちの菊池の弁護団の団長である徳田弁護士が、その会場で賛成意見を述べて、決議してもらう予定になっています。この決議案は、弁護士の間には出回っているんですよ。事前に検討してきて、その会議で決めることになっているので、それで今日、この決議の内容を皆さんにご紹介したいと思って、「これを、この会議で出していいだろうか」って、九弁連に聞いたら「駄目だ」と言われました。23日まではどういう決議になるか分からないので、公表を差し控えてくれということでした。

ただ、違憲と評価すべき内容だと特別法廷については、評価していただいていますし、弁護士会としては、これまで特別法廷について、弁護士は何をしていたのかという立場でも書いていただいています。特別法廷で法廷を開いたのであれば、弁護士はみんな関わっているんですね。だけど、一人の弁護士も、こういう開廷の仕方について「異議を述べた弁護士はいなかった」と書いてあります。そういう形でしか弁護士が関わってこなかったことについて、「率直に反省する」と述べています。今後こういう問題が繰り返されないために、自分たちがしなければならないことを列挙して、これからも頑張っていく内容の決議になっています。私としては、この決議案、非常にいい内容だなと思うので紹介したかったんですが、9月23日決議される予定ですので、決議されたら何らかの形でこちらにもお届けしたいと思います。

日弁連（日本弁護士連合会）も、人権擁護委員会を中心に、ハンセン病の問題に取り組んできていて、いろんな会議をしていることは知っているんですが、表立っては、今年の7月に特別法廷についてシンポジウムを開催されました。弁護士会としては、特別法廷の問題は、非常に驚きをもって迎えられたことと、特別法廷の問題を議論する中で、弁護士

会がどうだったのかということ、あらためて突き付けられた感じだと思うんですね。そういう意味では、弁護士会、特に法曹界が、ハンセン病問題について、これまで有効にいろんなことをしてこなかったことを、私も報告書の中で指摘させていただいたんですが、今回、最高裁がこれに取り組んだことで、かなり広い範囲の弁護士に意識を持っていただくことができたことは、非常に重要なことだったなと思います。以上です。

(内田委員長)

どうも、ありがとうございました。ただ今、「法曹界の取組」について、国宗弁護士からご報告をいただきました。

法曹界の取組に関連して、今後どのような取組が期待されるかという観点から、委員の皆さま方のご意見やご質問等をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(遠藤委員)

法曹界で、最高裁が違憲だと踏み込まなかった理由について、国宗先生の推測でかまわないんですけど説明頂けませんか。

(国宗氏)

私が推測したのは、さっき申し上げましたけど、憲法判断を直接的にすべきではない。憲法判断することで、個々の事件に影響を与えるべきではないという謙抑的な姿勢がすごく強かったなというのが私の推測です。

委員として来られていた弁護士の石田法子先生が、昨日私たちが開催したシンポジウムに参加してお話をさせていただいたんですが、石田先生が読み解いたものは、今、最高裁について、「自民党の今の政権が、非常にいろんなところで、強権的だといううわさが絶えないんですが、最高裁でも、やはり自分の息のかかった人たちを最高裁に並べたいという意欲が非常に強いらしいと、いうことを感じている」と。そういう中で、今、権限を逸脱していると言われそうなことをすることに関しては、「できるだけ避けたい」というニュアンスを感じたと言われていました。公式に最高裁が述べていることではありませんので、石田先生のニュアンスとしては、そういうことがあったそうです。そういうこともあるかもしれないとは思いますが。

さっきも私が言いましたけど、憲法裁判所ではないので、違憲判断を容易にしていかがいかについては、裁判所としてはためらうだろうなど。そこには一理あるなという気持ち、私にもあるんですね。志村さんは不満かもしれないんですが、法律家にはそういう感覚があるので、最高裁がここで違憲は言わない。言えば、権限を越えるかもしれないと思うところには、一理あるかなと思っています。

(志村委員)

最高裁で、それでも判決に居直ってね、遅くとも 1960 年、昭和 35 年ですね。「それ以降について」という言い方をしているんですが、遅くともということは、それ以前にも、この憲法違反の状況があったということですから。

(国宗氏)

すみません。私、問題点でそのことを言うつもりで、レジュメに入れていたのに、ちょっと言い忘れて飛ばしてしまいました。

(志村委員)

そうですか。

(国宗氏)

はい。遅くとも昭和 35 年以降という言い方をしたところは、非常に問題だと思います。この意見書を、これは骨子を読んでも分かるんですけど、どういう場合に、裁判所が特別の場所、つまり、裁判所以外の場所で裁判をすることを認可できるかという基準があるんだという一応の基準は言ってるんですね。その基準は、例えば、その人が本当に裁判所に来れないのかどうか、来れる形がないのかどうか。その置かれている環境とか、状況とか、個別の事情をちゃんと斟酌して決めなきゃいけないって言ってるんですね。ところが、このハンセン病の問題では、全然それをせずに、ハンセン病と聞いただけで印鑑を押している。さっき言いましたけど、それでポンと通っていっちゃうという形を取っていたということは、それ自体は全部誤りだった。つまり、95 件全部について、誤りだったと私は思うんですね。ところが、なぜか、違法だったというときに、昭和 35 年が出てくるんですね。

(志村委員)

そうです。そうです。

(国宗氏)

裁判所法の規定で、ちゃんとした個別の事情を斟酌して決めなきゃいけないよというのは、昭和 35 年という限定は何もないんですね。裁判所法は、その前からありますから。その前から、裁判所法の適用は、そういうふうを考えられなければいけなかったはずで、ハンセン病に関しては、昭和 35 年以前は、免責されるということはないだろうと私は思うんですが、勝手にここにいきなり「熊本判決の遅くとも昭和 35 年」という、文言が出てきて、「遅くとも昭和 35 年以降は違法である」と言っている。これは言い方が間違っているとします。「95 件全てについて違法であった」と認めるべきであったと思います。

一つは、私が、検証委員会の報告書の中にも記載していることですが、らい予防法の側から見れば、例えば、裁判所から、「この人を出廷させなさい」と療養所に言ったときに、療養所の園長は、「その人の病状等を考えて、出廷させることができるかどうか検討する」と。「出廷させることができるようであれば、出廷させる」と。そういう許可を出していいということが、らい予防法にはあるんですよ。ところが、裁判所法では全部一律、特別法廷でという措置になってたわけですね。だから、本当は昭和 35 年以前でも、裁判所法とらい予防法と、両方の適用によって、裁判所で法廷を開くことは可能だったんですね。

特に菊池事件でいうと、被告人にされた F さんは、その当時のお医者さんの証言が残っているんですけど、菊池事件の最初の裁判のときの中の証言で残っているんですが、「極めて軽微な症状」だった。

(志村委員)

そうですね。うん。

(国宗氏)

と言われているんですね。極めて軽微ということは、もう当時は、スルフォン剤の注射・服用というのが進んできていましたから、だから、治療さえすれば、もう開放性でなくなる。これはもう確実ですよ、志村さん。

(志村委員)

そう、そう、そう。

(国宗氏)

だから、例え軽微であっても、治療さえ受けていれば、他に感染させるという可能性は全くなかったわけで、そのFさんを熊本地裁の裁判所に出廷させることは、可能だったと言わざるを得ないと思うんですよ。そういうことを考えても、Fさんの事件は、言ってしまえば、昭和35年以前の部分が結構たくさんあるんですね。昭和35年以前の事件の中に菊池事件が入っていて、それについては、裁判所は違法と言わなかったということなんです。ちょっと姑息だなど。自分の悪かった部分を、こんなふうに減らすのは姑息だなど私は思いました。

(志村委員)

私は、国賠訴訟の中で、大谷先生が証言されましたね。大谷先生は、「プロミンでも治る。大風子油（たいふうしゆ）でも治る。何もしなくても治る」。これは当時、医務局長の発言ですよ。感染するか、せんかということは、現在も完全には、試験管内での培養は、成功してないわけですから。大谷先生が言われたことの方が、私は正しいと思いますし、それを日本らい学会は、認めるかどうかということは、これは別問題というのは、私たち原告側としては、この大谷証言というものが、一つの指標になるのであろうと判断しました。

(国宗氏)

ただ、当時の状況として、菌に関して開放型であったか、どうであったかというのは、当時の関心としては、とても重要であったと思うんですよ。今は、まあ開放型であっても、通常の免疫力を持っていれらうつらないということは分かっているので、私たちは何の恐怖も抱かないんですが、当時の人たちにしてみれば、要するに、菌を出しているということについては、警戒したかもしれないと思うんですね。だけど、ハンセン病の患者と言われた人が、全員菌を出していたわけではないですよ。

(志村委員)

そう、そう、そう、そう。

(国宗氏)

それは、十分に感染力があるかどうかを、当時のお医者さんでも判断できたわけですよ。特に軽微な場合に、プロミンの治療を始めていけば、もう何日かで感染力はなくなるということ、教科書でも明言されていた。

そういう状況で、すべてのハンセン病患者が特別法廷でという判断をしたところが、非

常に間違っているのです、今の内田先生が言われたように、「治る人は治るんだ」という話だけでなく、そういう判断はあり得たということをちゃんと言うことは、大事なかなとは思っています。当時、その判断こそが必要だった。法廷に出ていけるかどうか、その判断こそが必要な判断であったのに、それをせずに、「ハンセン病患者」と聞いただけで、一律に特別法廷にした事実が非常に大きな問題だと思っています。

(遠藤委員)

今日、内田先生は司会をされているから遠慮されてますが、最も徹底したこの問題の主張者でいらっしゃるから、発言したいんだろうと、恐縮ですが、拝察して私の方から付け加えさせていただきます。今、この二人が議論されてることは、別な観点で言うと、基本的に、裁判所で開廷することが、公開の原則というものの最大の保障なんです。例外として許される場合については、裁判所法 69 条 2 項に「被告人が長期間の療養を要する伝染性疾患の場合であって、裁判所庁舎に出頭を求めて審理することが不可能、ないしは極めて不相当な場合など、真にやむを得ない場合に限られる」と書いてあるわけですよ。真にやむを得ない場合なのかどうかを、この条文に沿って、最高裁の方たちは、当然、真摯に検討しなければいけなかったんです。それが、国宗先生が言われたように、「ハンセン病である」というその一言でもって、次々に、これは裁判所にもって審議することはできないんだと読み込むこと自体が、すでに、そこにある種の偏見が垣間見えるわけですね。

この条文を、普通の法律家が真摯に読むなら、真にやむを得ないかどうかを本気で調べなきゃいけない。そうなれば、国宗先生が言われたみたいに、その人はハンセン病であっても来れる人なのかどうかということが、当然、次のステップとして考えられなくては行けない。ここに思考停止がもうすでに起きているということで、ここに恣意(しい)的というか、そういう判断をすること自体に、問題があったんじゃないかと思うんですけどね。

(国宗氏)

私が内田先生のお話を代弁するのは変なんですけど、内田先生は発言されませんので、ちょっと言うと昨日、内田先生がお話の中で、「全体として最高裁が頑張って、調査やって、こういう報告書を出してお詫びしたことは非常に評価できるけれども、まず非常に遅すぎた。しかも、私たちに言われて初めてやった」と。人に言われてしたもので、自らその問題に何となく気が付いてやったわけではない。自らやる機会が今までなかったかという、そうではなくて、少なくとも2001年に判決が出たときやれば良かったというのはあるんですが、その後2015年に検証会議の報告書が出て、その中で裁判所の問題というのは、指摘されているんですよ。厚生労働省が行った検証会議ですけども、その検証の報告書で指摘された事柄があるのであれば、そのときに最高裁としては「じゃあ、うちはどうだったか」と自ら検証すべきだったんじゃないかと。

特に2001年の判決後は、さっきも言いましたけれど、総理大臣が談話を発表する、厚生労働大臣が謝る、両議院が謝罪するという状況で、裁判所はどうだったのかというのは、考えるべきだったんだろうなと思います。いくつもの機会の中で、自分たちは関係ないよ

うな顔してて、今頃になってというのが、遅すぎたことの議論かなと思います。

もう一つは、「自分たちでやってる」と。つまり、第三者機関、特に当事者の声をきちっと審議の中に取り入れないで調査をしました。ヒヤリングはしていただきましたので、志村さんのお話も、最高裁の裁判官にも、有識者委員会にも聞いていただきました。けど、これがどうだったかと議論する場に、志村さんを加えていただくことは、できなかったわけですね。私たちは、厚生労働省がやった検証会議では、当事者も含めていろんな人たちが関わって議論をして、検証会議報告書というのは、出しているわけですね。同じような第三者機関による調査報告書を出してほしかったかなと思いますので、自分たちで勝手にされた調査に関しては、若干もうちょっとできなかったかなという気持ちがあります。

(志村委員)

私は、今回の問題を、いわゆる有識者委員会、この中に読売新聞が入ってましたよね、報道機関として。あそこが最初に、これは憲法判断をしないということを読売が先導するみたいな形で、ああいうことをやったということについて、大変遺憾であるということ、事務総局のときに申し上げたんですけども。第三者委員会なるもの、有識者委員会なるものが、そういうふうにし論誘導のために、最高裁判所までもが、そういうあくどいことをやるのかということで、大変失望しているということ、これは原告側の立場としてこの場で言っておきたいと思います。

(内田委員長)

他にご質問、ご意見あれば。

(小野委員)

すみません。僕、今日初めてまとめて聞いて、大変勉強になりましたけれども。委員会113件中云々というのがありましたね。だから、95名はハンセン病の患者さんに関することで。

(志村委員)

そうだね。

(小野委員)

それは、来れるか、来れないかは別として、来させなかったという判断ですね。

(国宗氏)

そうなんです。

(小野委員)

あと引いた18例については、ほとんど感染症ですか。何か調べておられますか。

(国宗氏)

これも内容は、最高裁が明らかにしていますけれども、結核の患者さん。

(小野委員)

やっぱり結核ですね。その結核は、排菌してようが、排菌してまいが、来てるけども、その中の動けなくなった人たちを来させなかったという判断ですね。

(国宗氏)

だと思います。中身はですね。

(小野委員)

そしたら、排菌してても来てるという事実はありますか。

(国宗氏)

あると思いますけど。

(小野委員)

そのことはかなり重要で、だから。

(国宗氏)

当時の患者の人口で言えば、結核患者の方が。

(小野委員)

圧倒的に多いですよ。

(国宗氏)

多いですから。だから、その中で、あと十何件かの中に結核患者が何人か入ってるということなんですけども。それに比べたらハンセン病は 95 件です。

(小野委員)

その比較をしていくのは、かなり意味があるかもしれないなと思って。

(遠藤委員)

最高裁が調査されていて、具体的には 61 件中、下級審から最高裁に、「特別法廷を開いてほしい」と言ったのに対して、最高裁は 9 件、15%しか認めなかったんですね。

(志村委員)

結核はね。

(小野委員)

結核の場合はですね。

(遠藤委員)

ハンセン病の場合は 100%認めています。

(小野委員)

100%。だから、その病気の捉え方が、裁判官の捉え方が、それほど違ったということの証拠ですね。

(国宗氏)

そうですね。

(内田委員長)

国宗先生が先ほど話された憲法判断の問題ですけど、問題は裁判所法という法律の持っている意味です。というのも、国会で最高裁の人が、「裁判所法というのは、憲法と一体なんだ。だから、ほとんど憲法と同じような意味を持ってるんだ」という旨の証言をしているんですね。ですから、裁判所法違反は、普通の法律違反というよりは、憲法違反に限り

なく近いということなんですね。そういう意味では、今回の最高裁の報告書は、明言はしてないんですけど、憲法違反を半分は認めたと理解はできると思いますね。

(国宗氏)

法律違反といってるけど、中身は憲法違反だっていう感じはとてもします。姑息に減らそうとしているところが、もうちょっとちゃんとすればいいのにと思った部分はありますけど。さっき私が言った、違憲を言わない意見書の中では、まあ最上だったんじゃないかなと思っています。

(遠藤委員)

あと、昨日のシンポジウムは私も勉強になったんですけど、石田先生が言われた今のお話っていうのは、憲法秩序の中で、憲法違反だったんじゃないかというお話。その前の内田先生も、ハンセン病患者というのを憲法の枠の外に、もう既に置かれていて。

(国宗氏)

最初からね。

(遠藤委員)

だから、憲法上の人権問題の埒外（らちがい）にいた存在だったんだというこのご指摘は、快刀乱麻という印象でした。

(国宗氏)

検証委員会の報告書を作るときに、過去の行政の資料とかずっと見てみると、ハンセン病問題の議論になったときに「ハンセン病って特殊な疾病ですから」って話が終わるんですよ。「特殊な疾病」から議論は先にいかない。「ああ、ハンセン病だからしょうがないですね」みたいな感じが、行政とか国会とかでも、普通に行われている。「何でハンセン病だと駄目なんですか」というのを誰も聞かない。

(遠藤委員)

この人たちには、人権がないという話を聞くんですけどね。

(国宗氏)

そうです。全くそういうふうに使われていて、別扱いで。通常法律の議論は、そこですなくていいみたいな捉えられ方をしていたと思います。

(志村委員)

私が、最高裁判所の事務局に呼ばれて、あそこで発言したんですがね。昭和23年の2月に裁判官会議を開いて、そこで事務総局にこの問題を任せるというふうにした。果たして、裁判官が新しい憲法、人権をどれほど理解していたのか。そのときの最高裁の判事は、裁判官は、「全て帝国憲法を学んだ人ですよ」という話をしたんです。そしたら、事務総局の方の答えは、「現在の裁判官は、全て新憲法を学んでおります」という返事が返ってきたという、そういうことでした。だから私は、あくまでも新しい憲法が施行された、そこから憲法違反だと。遅くとも昭和35年ではなくって、新しい憲法が施行された日と解釈すべきではないかという観点から質問をしたんですけど、「現在の裁判官は、全て新しい憲法を学

んでおります」と。

(内田委員長)

何故、日本国憲法埒外に置いたか、その根拠ですが、戦前は、社会防衛というのが根拠ですが、戦後は保護ですね。「あなた方のためですよ」というパターンリズムを前面に出していくということですね。菊池事件の第一審の裁判官も、後で新聞記事の中でコメントしていらっしゃるんですけど、「患者さんのためですよ」というふうに言ってるわけです。「裁判所の法廷だったら迫害にさらされるでしょう」、「隔離法廷だったらさらされないじゃないですか」、「そのためにやってるんですよ」と書いていらっしゃるんですよ。要するに、パターンリズムが憲法の埒外に置くことの根拠になっている。このところが非常に問題だと思います。現在も、医学会とか福祉の世界では、パターンリズムがかなり残っている。日本の憲法学界でも、最近、「パターンリズムっていうのは、権利ですよ」ということを、言いだしているんですね。そういう意味では、やっぱりハンセン病問題というのは、私は大きな教訓とか警鐘になっていると思っていますね。

(遠藤委員)

とにかく、内田先生の考えでは、この反省は、非常に射程があまりにも短すぎるという、そういうお考えなんですかね。

(中委員)

そしたら、ここの入所者でもですよ、あなた方は療養所で暮らすのが一番安心、安全ですよと。社会には、差別者がいっぱいおるから、療養所で暮らした方がいいですよというのと、理屈は一緒なんですよ。

(遠藤委員)

所長さんは、みんなそうおっしゃっていたわけですね。

(中委員)

うん。

(内田委員長)

まだまだ議論は尽きないわけですけど、次の題議もございますので、国宗先生、どうも、ありがとうございました。

(2) 語り部の養成について

(内田委員長)

それでは、議題(2)「語り部の養成について」という議題に入っていきたいと思います。ハンセン病問題を語り継いでいくためにも、語り部の養成は喫緊の課題であると思います。資料の2をご参照いただきたいと思いますけれども。現在では、志村さん、太田さん、中さんの3人を核として、語り部活動をやってくださっておられました。ただ、これまでと同じようなご負担をおかけするというのは、だんだんと難しくなっていくことが予想されます。しかしながら、ハンセン病差別、偏見も残念ながら撲滅されるには至っておりま

せん。その差別、偏見による被害が今も発生しているということが、いろんな報告で指摘されているところがございます。語り部活動は、ハンセン病問題の啓発にとって必要不可欠ではないかなと思います。

ハンセン病問題は、明治以来、長い、長い歴史をもっております。また、国、自治体のみならず、各界、国民も、これに深く関わってまいりました。このように長い歴史を持つ、かつ広い裾野を持つ、ハンセン病問題を正しく学ぶということがなければ、ハンセン病を正しく理解したことにはならないと思います。現在、いろんな資料とか文献が出ておりますので、独学で学ぶことは、必ずしも不可能ではございませんけれども、いわゆる「語り部」といった方々から、いろいろと教えていただき、肉声を伝えていただいで学んでいくことは、重要ではないかなと思っております。現在も、その必要性はますます高まっていると言っていいかと存じます。語り部の養成が、喫緊の課題というふうに申し上げさせていただいた理由でございます。

つきましては、語り部の現状等について、吉原補佐の方から一言いただければと思います。

(吉原課長補佐)

はい。私の方から、資料2を使いまして、現状と申しますか、熊本県の中でもう一つ大きな人権問題となっております水俣病の関係の語り部さんの状況辺りをご説明させていただきたいと思っております。

では、着座にて説明させていただきます。

まず、1の現状ですけれども、先ほども委員長の方からもお話がありました通り、現在も講話とか講演とかしていただけるような方々は、自治会の志村会長、太田副会長、「ひまわりの会」の中会長。主に3人という状況になっております。その他としまして、恵楓園内の施設の案内、解説を行うボランティアガイドさんは、養成を毎回されておられますけれども、先日お聞きしたら245名とお聞きしております。ただ、実際に活動を主にされている方たちは約20名程度と聞いております。

2に入りまして、水俣病の状況としては、どういう語り部の状況かということをご説明いたします。(1)ですけれども、枠囲みの中をお話しますと、水俣市の委嘱を受けた語り部さんが、約11名いらっしゃるという状況です。ただ実際、主に活動できるという方々は、だいたい7名ぐらいとお聞きしております。これは市の水俣病資料館の方の活動という、講話活動をされている方たちという形です。この語り部さんたちは、水俣病の認定患者、それから患者の家族、そういった方々がされております。平均年齢は60歳ぐらいと聞いております。その他として、この語り部さんとは別に、資料館外で講演活動をされている方々も認定患者や支援者の方など5名ほどいらっしゃるという状況と聞いております。

それ以外の(2)ですけれども、水俣病の解説員の養成も水俣市の事業としてされているとお聞きしております。資料館の中を案内、解説する解説員という形の養成ということで、現在20名ほどいらっしゃるということがございますけれども、恵楓園でいうとボラン

ティアガイドさんにあたる役割を担う方になるのかなと思います。ただ、この20名の方、なかなか、まだ活動を活発にされているということではないとお聞きしておりますので、どちらかという、恵楓園のボランティアガイドさんの方が活発的に活動されているのかなと思います。将来的には、この語り部さんたちに準じて講話を行うことができる「証言者」という形で発展していければと、まだ今後の課題ということのようではありますが、そういうことでお話を聞いております。

水俣病の関係としての今後の方針としては、次世代の語り部の養成は、当然ですがけれども、当事者に代わってお話するというのは、なかなか難しいということで、その他の方法も検討がなされているそうです。現在、活動する語り部の講話の映像化であったり、いろいろと水俣病に関する本が出ておりますので、その本の朗読による伝承とかを検討していくような方向で、まだ今からという部分が大きいんですけども、そういう必要があろうということでした。

また、※印のところ、「本の朗読について」でございますけれども、これは「水俣病を語り継ぐ会」というのが、語り部さんとはまた別の会がありまして、そちらが朗読講座を実施しているということがございます。参考に、裏面に、先日、西日本新聞さんが大きく出されていたので、紙面を付けさせていただきます。この市民グループの、「水俣病を語り継ぐ会」代表の方は、先ほど言いました語り部の方の一人でございます。その副会長さんが、代表をされています。活動としては、フリーアナウンサー辺りを迎えて、朗読講座を現在開いてらっしゃるところでございます。2月ぐらいまでに、何回か実施されて、成果を発表される予定ということで聞いております。この「語り継ぐ会」は、高齢化が進む患者本人とか家族とか、それ以外の語り手を養成しようと作られている団体でございます。その中でも、これを読みますと、人を引き付ける朗読の力といったものに注目して、今回のこの朗読の講座をやっているということでございます。2月の発表後は、県内の学校で、朗読の活動をされたり、資料館での活動といったことを計画されていると聞いております。なかなか参考になるのかなということで、こちらの方を付けさせていただきます。

以上、ハンセン病問題における語り部の養成について、今後どういった対策を行っていくのかという議論があるかと思っておりますので、その辺り、ご議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

どうもありがとうございました。では、事務局からのただ今のご報告に関わって、委員の皆さまからご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。国宗先生も自由に発言いただけたらと思います。

(箕田委員)

私も、語り部ではもちろんありませんけど、啓発活動の一環で、大学に講義に行ったり、来られる看護学生とかいろんな団体の方に「ハンセン病とは？」ということで、お話をし

てます。熊本大学医学部の学生も、去年から医療倫理の実習で園に来るようになりましたけど、医学部の学生のおときは、特に医者のお責任にフォーカスしたような感じで話したり、看護師のお卵さん、いわゆる看護学生が来たときには、看護師が持つてほしい倫理観にフォーカスを当てたような、そして、学校の先生とかの場合は、龍田寮事件とか、いろいろなハンセン病問題の事件もありますし、どこにフォーカスを当てるかで、いろいろな職種の人の倫理観を、あるいは人権を刺激することが可能だなとも思っています。

ただ一つ、弱点なのは、やはり当事者が話さないと、どうも上滑りした感が、自分であったので。どうしたらいいかなというので、映像化したものを少し流して使わせていただいたりというのがちょっといいかなと、いつも考えたりするので、この語り部講話の映像化を、ぜひしていただきたいなとも思っています。

「百聞は一見にしかず」じゃないですけど、どんなに僕らが話しても、どうしても当事者足り得ないので。医師のお責任について話すときは、ある程度言えるんですけど。どうしても、被害を受けた側ではなく与えた側なので、その辺の説得力といいますかね、インパクトに欠ける部分はあるかなと思います。やはり、映像化がいいのではないかと、いつも思っています。そこの一点ですね。以上です。

(中委員)

私たちも時間がないわけですよ。あと、何年話せるか分かりません。園長先生がおっしゃるように、私たちは当事者としての発病以来、今日まで生きてきた経験を話して、DVDに収めてというのにも必要かと思ひます。恵楓園では、幸いボランティアガイドさんが二百何十人も養成されていますので、実際、現在活動している方は20名ぐらいですけども。現役の方は、どうしても仕事がありますからね。リタイヤされた方々の比較的健康な方でないともガイドもできないだろうと思ひます。

その中でも、私は二人ぐらいの熱心な方に、いずれ私たちも話することができないようなことになるのは、もう火を見るよりも明らかですから、皆さんが、せつかくガイドとして熱心にやってこられて来てるから、「私たちの代わりになって話してください」と個人的にも頼んでいます。水俣、人吉、遠方は、私も講演依頼があつても、自分で運転して行って、話して帰ってくるのは大変です。ですから、そういう遠い所だけでもお願いできたらと思つて、一人の方は、何回かやつてもらつてますけど。ボランティアガイドの中から、私たちに代わる形でやつていただけるようなことを考えたらどうかなと思ひます。

(志村委員)

いいですか。他の小中学生までは、1時間で時間は十分だと思うんですが、大学じゃないけど90分ぐらいの時間を取つていただくと、自分が発病から療養所に入るまで、そしてその後の生き方とか、自分のことは話せるんですが、生い立ちを詳しく話すと1時間以上かかる。30分は自由にするんですね。発病からハンセン病というふうにも認定されるまで、これまた時間がかかるんですね。なかなか、医者の一発で「あなたはハンセン病ですよ」にはならない。もうずいぶん、あつちこつち病院を変わつたりして、駄目と。それで結局

は「あんたは梅毒だ」と言われて、六・六（ロクロク）を打ったんですね。そして、恵楓園に来たら、「君は六・六を打ったろ」と園長に言われて、「はい」と言ったら、「何でそんな馬鹿なことをするんだ」ってね。「君は何でそんな馬鹿なことをしたんだ」と、「この病気にとって、六・六を打つということは、取り返しがつかないことを君はやったんだ」と、こう言うわけですね。そういう話を学生さんとか何かになると、大変、心に残るという感想文に、そのことをキチッと書いてくれます。そういうこととか、やっぱり監禁室ですね。それと納骨堂に何でお骨があるのか。

さっき園長もおっしゃったように、当事者が話すことが一番ベターではあるけど、もうあと何年続くか分からないような状況があって、映像に残したり、音声で残したり、それ以外ないですよ。そういうことに、国は、県もパンフレットを出すとかね。あれは、読むところもあれば、そうでないところがある。国もパンフレット出しますね。読むところもあれば、そうでないところがある。だから、事前学習で恵楓園に来られる場合は、そういうのを参考にして、事前学習をやって来られるんですね。そういう人たちに話をする場合は、よく分かってくれる。私たちは、小学校と中学校には、どういう事前学習をやって、話を聞きたいのかを書いてもらうんですね。書いてきたものに対してこちらが答えるという形で話をするわけですね。それが一番いいんじゃないかと。疑問に思ったことについて話す。

（中委員）

今、志村さんが言った通り、ほとんど小学校、中学校は1時間ですものね。少しばかり先生たちが、私たちの紹介をしたりしとったら、1時間話せないんですよ。ですから、私は、矢野さんに電話して、何週間前かに「今度はどここの学校に、パンフレットを送ってください」と頼んで送ってもらって、それと合志市と恵楓園、自治会で作ってる『壁をこえて』のDVD、30分ものを見せて、事前学習を必ずさせておいてください。そうでないと1時間では私、話しかれません」。そういうふうにしてやっています。こちらから要望をすると、必ず事前学習させてます。ですから、1時間足らずでも、自分の体験を理解してくれるんですね。大学で90分話しても、話が何か消化不良ですものね。あれもあるし、これも話さなきゃいかんかったという感じで。

（志村委員）

今度、菊鹿中学校でお話をしてきました。ここは、文化祭参加で特別法廷、これを中学3年生が取り上げて、劇を作ってやる。シナリオも見たんですが、大変、法律問題も中に入って、それを劇としてやるから、ぜひ見に来てください。本当に意欲のある学校と先生がいたら、そういうのができると思いますね。

（中委員）

あそこは毎年でしょ？

（志村委員）

毎年。もう十何年来てる。いや、すごいことやるなと思ってですね。

(遠藤委員)

あの DVD 化は、資料館の原田さんが取り組まれているんですかね。菊池恵楓園の将来構想を考える会でも、今、DVD 化をしていますので今どういう進行状況かちょっと、説明していただけたら有り難いのですが。

(国宗氏)

原田さんの方で、今やられている DVD 化は、啓発に使うものというよりは、むしろ記録として。

(遠藤委員)

証言としてということですね。

(国宗氏)

証言を撮っていくという形ですと撮ってらっしゃるので、編集して何分かにまとめて啓発に使うことは不可能ではないかもしれないんですけども、編集が必要なんですよ。編集すればできるということではあるんですが、かなり長いお話を、全部 DVD 化して撮っているというものです。実は、ガイドの人たちが「だんだん皆さん、お話できなくなるので、今のうちに DVD を撮っておきたい」と言われていて、そのことで、最初、DVD を撮るといってもお金かかるし、どうしましょうかで議論していて、ガイドの一人が編集もできるからというので、「僕がしましょう」と言われているんですが。その人が毎回来て、きちんと撮れてるわけでもないので、今まで入所者の方が撮られている DVD だとか、今まで撮っている分とかがあるので、少し編集をしたらどうかということ、今議論しているところで。一応、ガイドで担当も決まって、その人が着手をしてるらしいですけど。まだ成果として上がってきてはいないということです。ただ、DVD 化にあたっては、資料館の原田さんともかなり議論したんですけど、啓発用として DVD で録画するっていうのが、録画したものがそのまま啓発で使えるかという、そうじゃないことが多いので、結局、『壁をこえて』みたいに編集してまとめた方が啓発にはいいんじゃないかと。そうすると、見学で来た人にビデオを見せる意味は何かっていうことの議論が、またあって、ビデオを見るだけだったら学校でもできるし、家でもできるんじゃないかと。ここに見学に来て、暮らしている人の話を聞くことは、すごく意味があるんだけど、「ここでビデオを見せてもな」という話があって、その辺は結論がついてなくて。とりあえず、今撮っとかなきゃいけないものは、今撮っとこうということで、撮影を先行させてるんですけど、最終的にどういう形にするかについては、なかなか難しいなと思っています。

確かに、ビデオを見るだけだったら『壁をこえて』を貸し出して、その事前学習で見せてもらえばいいなと思うんですけど。ここに来て見る。ここに来たからには、現地を歩いてもらった方がいいかなとも思ったりもするので、なかなか、その辺の工夫は、ガイドの人も、「ビデオがあったらいいな」と思うけど、だからと言って、ただビデオを見てもなっていう、そういうところはいろいろ考えています。

ボランティアガイドに関して言えば、毎月活動で参加する人を数えると 20 人ぐらいかも

しれないんですが、押し述べていくと、もうちょっと広がります。毎月は参加しないけど、時々参加する人とかいますし、それから、昨日のようなシンポジウムを開催するときには、今、受付等のスタッフは、全てこのガイドの人たちをお願いするとやってくれてますし、参加者も、日頃のガイドには出られないけども、こういうイベントには出てくる。必ず出てくるという方が何人もいらっしゃるって、そういう方たちが出てきていただいています。何でイベントだけは出られるかっていうと、イベントは大抵、土日にあるんですね。ところが見学は平日にありますので、仕事や学校がある人たちは出てこれないということで、たまに例外的に、土日に見学を受け付けることがあります。そういう場合は、「土日の見学、私はできます」と言ってくる人もいますので、20よりは幅が広がるし、いろいろ関心を持っているということだと、もうちょっと広がるという二百数十名になります。

語り継いでいくことになると、若い人たちが問題だと思うんですけど、最近、ボランティアガイドの養成講座には、高校生が何人か来ていただいて。今年は地震で1日目の講座を終えた後、2日目に地震が来たので、2日目を延期していたんですけど、今度11月12日に2日目の講座をやります。今年受講者の中には、高校生が、私が今思い浮かぶだけで3人はいます。高校1年生ですけど彼は、私にわざわざ電話してきて、「こういう講座があるって聞いたので参加したいけど」と言うので「やりますよ」「チラシありますか」「あります」、「事務所まで取りにきます」と言って、取りにきたくらい熱心な高校生が一人います。

語り継ぐって意味では、さっきの家族訴訟の話で最近、私がすごく感動しているのは、家族訴訟を始めたので、私たち弁護団は沢山人数がいる。しかも、全国の裁判を今熊本でやっていますので、北海道の原告が熊本で裁判をやっているわけですね。全国各地に弁護士が必要であるという状況の中で、新しい弁護士さんたちが、どんどん参加してくれてるんですね。一人一人、話を聞くと、2001年の国賠訴訟のときは中学生でしたとか、高校生でしたという人が、今弁護士になっていて、弁護団に参加してくれて、若い人たちが非常によく聞き取りでも頑張って行動してくれている。きちんと伝えていくと、若い人は動いていくというのがあるので、そういう人たちをどんどん、私たちの後を受けてくれる人たちとして育てていくことを一生懸命しなきゃいけないかなとは思っています。

(遠藤委員)

今回の問題の提起は、県とかで毎年ここの研修をされていますが、やっぱりこれから先いよいよ語る人がいなくなってきたときに、どうやって継続的にやるかも心配だろうと思いますけど。

国宗先生が言われたように、いろんな団体が待っていても進まないの、それぞれで撮りはじめています。県としても今啓発のためのビデオを撮るのを県の事業としてやろうって、検証の後のフォローアップとしてはお考えになってるわけですね。

(坂本委員)

具体的にはどういうやり方があるかというのは、検討していきたいと思っています。当然、県で直接やるというやり方もあるかもしれませんが、趣旨は遠藤先生が言われた通り

ですね。

(遠藤委員)

バラバラにやるんじゃないで、啓発活動をどういう仕組みでやっていこうかという相談を一度いろんな立場の方を集めてやったらいいかもしれませんね。

(坂本委員)

そうですね。原田さんが記録用として、映像を撮られているというのを本日初めてお聞きしましたし。

(志村委員)

やっぱり、水俣病も語り部が少なくなる。原爆症の方も少なくなる。沖縄のひめゆり部隊、あれだってもう解散しちゃった。でも、高校生がそれを語り継いでいくと、そういう活動ですよ。そういう意味では、さっき国宗先生がお話になったように、高校生が立派に語り継いでいくことをやってくれたらいいなと思っています。

園長は医学的立場ですからね、それしかやっぱり言えない。医学的なことについては、われわれ話さんでもいいんだけど。差別の問題について、私たちもずっと同じことをしゃべらんのですよ。一回一回、話が違ってくるもんですから、それを熱心にガイドの方は、一緒に聞いてますものね。それで、自分にイメージできる。そういうところがあると、ちゃんとガイドの中に入れながら話をされる。そういうことに対して、礼状が来るんですね。だから、礼状が来たときにはガイドさんにも見てもらって。大変、ガイドさんの活動は感謝されております。

(国宗氏)

皆さん熱心ですものね。本当にね。

(志村委員)

うん。熱心ですね。それと、学校の先生上がりが多いもんですから。

(中委員)

学校の先生ね。

(志村委員)

語りもうまいことがあると思っています。

(遠藤委員)

水俣の活動で、語り手の本の朗読とかは、ご本人が話せなくなったとき、ご本人の言葉をその本の中に一つ取り込んでいる。その言葉を、本を読みながらよみがえらせるという、そういうものがこの朗読の力でしょうから。ハンセン病問題でも、水俣病で取り組んでいらっしゃるこういうのも、今後検討してみる価値はあるような気はいたしますよね。

(中委員)

笑われるかもしれませんがね。私は、熊本県の高校生の副読本に 2007 年でしたか、やがてもう 10 年ぐらいになりますけども。熊本県の高教組ですね、高校の先生の組合に行って、45 分話したのが文字になったのを、副読本に取り入れてるんですよ。それを、ある小

学校の先生たちが、紙芝居にしてるんですよ。『ハンセン病差別を生きる』というタイトルでね。「こういうふうに作りましたけど、よろしいでしょうか」って。「うん、啓発になることなら、どうぞ使ってください」とやってもらっておりますけども、DVD でもいいし、とにかく、学校の先生たちがやる気になったら、こちらもできるだけ協力して、やったらいいと思うんですよ。

必ず講演行ったら、子どもたちの感想文がいっぱい来るから、もう部屋が、感想文やら資料やらで、もう大変な量になっておりますけれども、とってもいいことを書いてきますよ。ですから、「ああ、こういうことを話したらいいんだな」とか、「中学生にはこういうのがいいかな」とか、かえってこちらが勉強になることが多いです。「国は、差別をさせない法律を作るべきなのに、何で差別させるような法律を作って、隔離させたのでしょうか」とか、「私が大きくなったら、こんなことが二度と起こらないような社会にします」。涙が出ますよ。やっぱり、ああいう感想文なんか書いてくると、語り部として、やる気を起こしますね。

(志村委員)

いいですか。中には、学級崩壊寸前の間近みたいなクラスが、「今度、恵楓園に伺います。よろしくお願ひします」と言ってくるんですね。こちらは教育者じゃないんだけど、「せつかく五体満足で生きとって、君たち何だ」という話をするんですが、それを子どもたちだけじゃなくて、3割ぐらいは先生自体に向かって話をする。そういう姿勢でずっとやるとるんです。「ありがとうございました」って反省されて、礼状が来るもんですから。もう学級崩壊何かのところ、裁判の終わった後、大分でもいくつの学校も、そういうことがあったし、佐賀にも学級崩壊があった。熊本県でも「皆さんの話を聞かせてください」と、子どもたちに聞かせて。そういうことですね。だから、教育効果という面では、私たちが単に啓発ということだけじゃなくて、非常に教育効果も高まっていく一面もあります。

だから、どうか、県の方もそういう支援をやってほしいと思います。私たちは、できるだけ受け入れたいんですが、自治会活動もいろいろあって、なかなか空きがないけれどもね。小さいグループ等は合同でやっていますし。特に、民生委員とか人権擁護委員さんとか、この方たちもずいぶん私、引き受けています。

(遠藤委員)

ここに研修に来られても、当事者の方の話が一番心に響きますよね。ご本人がなかなか話せないとなったら、話してもらったものをビデオで撮るという方法もあるし。あと、先ほど中さんが言われたような、本人が語ったものをよみがえらせるようなお話も。今年のハンセン病市民学会の交流集会では、鹿児島県の学校の先生方がお作りになった紙芝居を紹介したんですけど、その紙芝居に対してすごく反響があって、後日「紙芝居を送ってほしい」という声があちこちからあるんですね。それを実際にもう使ってらっしゃる学校が関西やその他でもあるそうです。ですから、その方が亡くなられたあと、ご本人の言葉をただビデオで見せるだけではなくて、その方の思いを本という形でまとめておくと、言葉

がまた本人の言葉以上に響くような紙芝居のような伝える方法も十分あるんじゃないかと思うんですよね。ご本人がお話できなくなってきたときに、それをどうやって埋めていくかを、多様な形で考える要素が十分あるような気がします。

(志村委員)

大分の先生は、私たちがハンセン病国賠訴訟を「アリがゾウの足にかみつくみたいなものだ」と話をしたら、同じ紙芝居を作って、学校でそれを子どもに見せた。そしたら、大分県内の学校でも欲しいという人が出てきて。それが『アリとゾウ』。

(中委員)

『アリとゾウ』ね。

(志村委員)

そういう紙芝居をね。

(中委員)

年老いた小さなアリが、大きなゾウに立ち向かったという話。

(志村委員)

国家という大きなものに、アリが噛みついたようなもんですというストーリーを考えたんです。それは早速、紙芝居にして。

(遠藤委員)

大変つらいことではあるんですけど、全て悲観的だけじゃなくって、その環境の中で自分たちが頑張ってきた歴史を、当事者の方たちの言葉で、どうやったら伝えていけるだろうかということも前向きに捉えながら、そういう時期に備えていくっていうのは、貴重なことじゃないかなと思います。

(小野委員)

僕は今、お話を聞いてたら、志村さん、太田さん、中さんが、今から講演されたりするのを全部録画・録音されることが大切だと思いました。このお3人があと何年か知りませんが、小学校でもどこでも、全部録画する意気込みがあればいいと思いますよ。それが一番ですね。その後、いいとこどりで紙芝居にしたり、本にしたりする作業は、ゆっくりでもいいからね。誰が企画して、どこがお金を出すかは知らずに発言していますけど。

(遠藤委員)

本当に。

(小野委員)

すみません。

(国宗氏)

いえいえ、ちょっと小さな声で、議事録撮られるのであれば、ちょっと、はずしてもらってもいいんですけど。今の『アリとゾウ』の話で主人公のモデルになったのは、私の夫なんです。歌を歌います。鹿児島県の中学校と高校は、わりとたくさん回っていますし、大分県も結構、小中学校を中心に回っているんですけど、熊本県では、ほとんど呼ばれま

せん。熊本県で学校に行ったのは、唯一、甲佐高校ですかね。甲佐高校で、10年くらい前に呼んでいただいて、甲佐高校でコンサートやりました。あとは小中高校、熊本ではないんですね。今でも呼ばれるのは、だいたい県外からが多いので、呼ばれば行って歌いますが、彼も、語り部とは言えないかもしれないけど、語りながら歌いますので、3人しかいないと言われたのが寂しかったので、もう1人加えてもらえるといいかなと思っています。

この間、県の方とお話したときに、今度フォーラムやるときに、ぜひちょっと歌わせてもらいたいなと思っています。特に、家族の被害の問題を取り上げる話をしたんですけど、家族訴訟にちなんで1曲作ったりしてますので、そういう機会を与えていただければ出ていける人は、それなりに人材が全くないわけではないと、もう少し目を広げて見ていただけるとうれしいなと思っています。

(3) 熊本県の取組について

(内田委員長)

委員の皆様、貴重なご意見どうもありがとうございました。お時間の都合もございますので、次の議題に入らせていただきます。議題の3ですが、県の取組状況について事務局から報告をお願いします。

(矢野主事)

健康づくり推進課の矢野と申します。県の取組状況をご報告させていただきます。資料3の1、3の2及び資料3別紙を用いてご報告します。県の取組ですが、健康づくり推進課の取組、人権同和教育課の取組を順にご報告します。

まず、資料の3の1について、熊本地震発生に伴う取組の変更状況です。健康づくり推進課について主な事項を抜粋して説明します。

事業名の(2)、「菊池恵楓園で学ぶ旅」について当初、年2回の実施を予定しておりましたが、1回目について開催準備・参加者募集の期間が確保できず、中止となっております。

事業名の(7)、パネル展示会について、次の項目(8)のフォーラムと併せて実施する予定でしたが、フォーラムが延期となりパネル展単独での実施となりました。また、県民交流館パレアでの実施は予定通り行うことができたものの、県庁内での実施は中止となりました。

そして、事業名(8)の熊本県ハンセン病問題啓発フォーラムについてですが、6月の実施予定を延期させていただき、本年11月の開催を予定しております。

健康づくり推進課からは以上です。

(富田指導主事)

県の教育庁人権同和教育課の富田と申します。

まず、(1)について、昨年度スタートさせた若手教職員のための菊池恵楓園現地研修は、本年度が2回目となりますが、当初の予定どおり、小中学校に加えて、私立学校からもご参加をいただき、約200名の研修を実施しました。大きな変更ございませんでしたが、志

村会長の御講話に、太田副会長も加わっていただき、役割分担をしていただいた講話が大変わかりやすかったと、参加者の皆様にも大変好評をいただいております。また、フィールドワークでは120分確保していたが、ボランティアガイドの方の熱意ある解説に、もっと話を聞きたかった、資料館ももっと見たかったという感想が多くありました。

(2) について、校内研修ということで、昨年度全ての学校にDVDを配付し、研修を行っていただいております。本年度は、新しく採用された教職員、また昨年度出張等で研修に参加できなかった教職員を対象に研修をしていただいているところです。

最後に(3)ですが、各種研修会ということで、5月、6月の実施は地震の影響により中止又は延期となっております。実施した全ての研修会で、昨年度作成の「人権教育・啓発リーフレット」を配付し、ハンセン病回復者等の人権が重要課題であるということをお知らせしていただいております。

変更点等については以上です。

(矢野主事)

続いて、資料の3の2により、来年度の取組計画を報告させていただきます。

まず、健康づくり推進課からですが、来年度も本委員会を年度内に2回実施することを計画しております。第6回と、第7回にあたりますが、第7回ではこれまでの検討事項を取りまとめた中間報告をさせていただくことを予定しています。

続いて、(2) 恵楓園で学ぶ旅です。こちら、来年度こそ年度内に2回実施できればと思っております。時期について、7月と10月を予定しております。

飛ばしまして、(7) (8) ですが、来年度はパネル展とフォーラムを連動させて実施できるよう準備を進めていきたいと思っております。テーマ等については検討中ですが、詳細はおつて皆様に御報告させていただきたいと思っております。

最後に、医療・福祉関係者研修についてですが、来年度も実施を予定しております。内容は本年度の実施を受けて検討をしていく予定であります。

以上が、健康づくり推進課からの報告です。

(富田指導主事)

続きまして、人権同和教育課から報告させていただきます。先ほどの変更内容の報告で申し上げた3つの事業を引き続き実施する予定です。

下の2つ(2)(3)については、同様の内容を実施予定です。

(1) の若手教職員のための現地研修ですけれども、来年度の開催で私立学校を含めた県内全ての小・中・県立学校等からの参加をいただくということになります。どうしても、1回の開催で参加人数が200名近くと多く、恵楓園、自治会、ボランティアガイドの皆様には御苦勞をおかけしますが、来年度も同じ規模で開催させていただきたいと考えています。参加者の感想では、若手教職員だけでなく、全ての教職員、さらには全ての県民を対象にしてほしいという意見もございます。来年度以降につきましては、関係者の皆様の御協力をいただき、また御相談をさせていただいたく思います。

以上でございます。

(内田委員長)

どうもありがとうございました。ただ今の業務報告、ご説明につきまして、ご質問等、ご意見あれば、お願いします。

(中委員)

一つだけ。箕田先生、来年、ここで日本ハンセン病学会がされますね。

(箕田委員)

はい。

(中委員)

その日付とか、ちょっと、ご紹介いただいとったら。

(箕田委員)

来年、当園の副園長の野上先生が、日本ハンセン病学会の会長としてハンセン病学会を、恵楓会館を使ってすることになっております。日程は、平成 29 年 6 月 9 日金曜日と 6 月 10 日土曜日で、「第 90 回日本ハンセン病学会」ですね。昔は加害者のそういう側の学会だった、今はもう違いますけれども、いわゆる医療関係者、医師をはじめとするハンセン病に関わる医療関係者の学会です。テーマも、今までのハンセン病の歴史を回顧するみたいなテーマにされてやりますので。会員以外も確か、見に来てよかったんですかね、あれ。

(中委員)

良かったと思いますけどね。

(箕田委員)

参加費を払えば、たぶん来てもいいのかな。まだ、大まかなところしか決まっておられませんけど、一応、日本ハンセン病学会というのがあります。

(内田委員長)

ありがとうございました。

(遠藤委員)

すみません。前にも質問を投げかけさせて頂いたことがあるんですけども、今回の場にふさわしいかどうか分かんないんですけど。

人権同和教育課でお進めになられる平成 29 年度の学校教職員のための研修ですとかで、ハンセン病問題について「なるほど、こういうことだと分かった」という体験が、成果として、教師としての教育現場の教育力の向上に、実際どのように次につながっていくのかなという、「いい話を聞いた」で終わらないようにする方策を、どのように考えられているか、お聞きしたいんですけど。私の問題関心は内田先生が触れられていた現在の医療とか教育の現場でも生じているパターンリズムをどう克服するかという問題を理解する貴重な資産になると思うんですよね。療養所に来て学ぶ研修が、教育の現場で教師がパターンリストにならないための教育の力を養う力にならないかと考えるんですよね。こういう講座をやる意義の中に一つあるんじゃないかと思ひまして。研修をやるときに、「ここを育て

たい」「ここを見てほしい」とかをちゃんと盛り込んで、研修を受ける先生方に考えていただけたら、ハンセン病療養所で研修することと、うまくリンクしていくんじゃないかと思うんですけども。そうしないと、「ただ行って良かった」「こういう話があった」で終わってしまって、現場に研修した成果が戻ってこないんじゃないかと思いますけどね。

(国宗氏)

すみません。ご無沙汰してて。いっぱい発言して申し訳ないんですけど。私と中さんは、熊本市との意見交換会を、2カ月に1回ぐらいの割合で定期的にもっていて、時々飛ぶので、年間で6回はいかないんですけど、4~5回になるんですけど。そのときに毎回、私の方で熊本市にお願いするのは、熊本市は、県みたいにハンセン病問題を担当する部署をもってないんです。だから、関連する課にみんな来てもらえるんですね。住宅課の人、人権政策、教育委員会、福祉の人もという形で、みんな来てもらって意見交換会をやるんですけど。

教育委員会は、いつも、教育委員会に熊本市以外の小中学校は、結構たくさん見学に来るんだけど、熊本市は年間に2校とか3校しか来ない。他所からたくさん来ているのに、熊本市近いのに、来ないのはおかしいから、来るようにしてほしいという話を毎年やるんですけど、1校2校ずつぐらい、ちょっと増えたかなという感じにしか増えない状況が続いてて、教育の中でちゃんとこの問題を取り上げてほしいと言っています。そうすると、熊本市教育委員会は、「熊本市教育委員会はやっている」と。まず、啓発ビデオ。確かにいいビデオを一つ、全国で賞をもらうような啓発ビデオを作ったということと、人権の教科書を熊本市の教育委員会は、独自に作ってらっしゃって、その中でハンセン病問題も取り上げているということで自慢されるんですけど、なかなか現地にきていただけない。

熊本県がやってらっしゃる見学とかは、学校の先生たちは、わりと来られるんですけど、その先生たちが、子どもたちを見学で連れてくるということが、あまりないということがあります。高校レベルの見学は、これは県外でもそんなに多くはないんですけど、もう少し、県の教育委員会も来てもらって、教育の中でハンセン病の問題をどう伝えていくのかっていうことを、一緒に議論していただいたらいいのになと。今、遠藤先生が教育の問題として言われたので、そこは大事じゃないかなと実は思っています。

報告書作成のときに、これもさっき聞き取りの範囲がしまったなと思ったんですが、もう一つ「しまったな」と思ったのは、私たちがハンセン病問題を振り返るときに、学校の先生たちを、この中に入れていかなきゃいけないということを思っていて、黒髪小学校問題の取り上げとか、あるいは教育界についての取り上げとかを、本当は、学校の先生たちに担ってもらって、書いていただかなければいけないところだったと思うんですね。教育の現場での反省とか、教育の現場での取組とかってというのが、今回の報告書とか、その啓発の部門で十分に組み上げられてないのではないかな。たぶん、熱心な先生たちはいらっしゃるんじゃないかなと思うので、そういう先生たちに、こういうところで、全体をリードしていただくような役割を担っていただくようにしないといけないんじゃないかな。検証委員会のときの報告書作成に、大学の先生はいらっしゃったんですが、小中高の教員の

方々に入っただけでなかったし、教育界の議論の中で以前、学校がハンセン病にかかった子どもたちを摘発する役割を担っていたわけですね。学校の身体検査ではじかれて、療養所に来た子どもたちがたくさんいた。そのことを教師として、どういうふうに捉えていくのか、今後どうやって人権を守るような学校にしていくのかの議論を、教師の側でしないといけなかったんじゃないかとすごく思うので、できれば今後、熊本県が取り組まれるときに、教育委員会も、この問題に関わる重要な部署として、ちょっと考えていただけたらいいなと思います。

(内田委員長)

ありがとうございます。まだまだご意見あると思いますけど、時間の関係で、第3議題を終わらせていただきます。

(4) その他

(内田委員長)

「その他」として、第4議題がございますけれども。「その他」として、ご意見等あればよろしくお願ひしたいと思います。

(箕田委員)

すみません。よろしいですか。語り部ということですが、当事者の方にいつまでも頼るんじゃなくて、遠藤先生、国宗さんが言われたこととも関係しますが、私は医者として、医者の責任を職業倫理として、医学生とか研修医に教えたいと思うわけです。同じようにハンセン病問題は、多職種の人が加害者になっているということです。やはりその職業の方々ですね。今日はマスコミの方も来られていますけど、マスコミの方は、自分の社員教育とか、そういうのでここに来て、そういうのを誰かが責任を持って、この職業では、こういう倫理観が極めて大事なんだよと教えていくようにすれば、もう当事者の方がおられなくても、また別な形で語り継ぐことができるんじゃないかと思うので、その業界業界で、今後は責任を持って職業倫理という形でもいいし、教えていくということが大事じゃないかなとちょっと思いました。

(内田委員長)

ありがとうございます。以上でよろしゅうございますか。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【4 閉会】